

第 2 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和2年2月25日 午後3時00分から4時15分
- 2 開催場所 音更町総合福祉センター 大集会室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	松 川 博	出席	11	白 川 勝	出席
2	伊 藤 雅 明	出席	12	平 尾 秀 元	出席
3	小 原 悟	出席	13	大 場 隆 明	出席
4	土 田 純 雄	出席	14	西 川 彰	出席
5	貞 廣 涉	出席	15	鈴 木 賢	出席
6	石 王 雅 士	出席	16	大 西 忠 義	出席
7	林 雅 浩	出席	17	石 川 清 光	出席
8	茂古沼 美 則	出席	18	高 野 春 夫	出席
9	田 守 文 夫	出席	19	木野村 英 明	出席
10	大 熊 秀 之	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	木 谷 康 臣
農 地 振 興 係 主 任	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員

9 番	田 守 文 夫 委員
11 番	白 川 勝 委員

- 5 付議した議案等

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 報告第1号 | 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について |
| 報告第2号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について |
| 議案第4号 | 土地の現況証明願について |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第6号 | 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて |

協議案第1号 農地の賃借料情報の提供について

6 議事

(開会 午後3時00分)

- 議長 ただ今から、令和2年第2回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は19名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
議事録署名委員につきましては、9番 田守委員、11番 白川委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第9項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)

- 議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。報告第1号を終了いたします。
次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項から第4項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

- 議長 なければ、報告第2号を終了いたします。
次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項から第4項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項及び第2項につきましては、後ほど議案第3号において農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請が、第3項につきましては、後ほど議案第2号において農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請が、第4項につきましては、後ほど議案第4号において土地の現況証明願いがそれぞれございます。以上

です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項から第4項の件について、要件を満たしているということによろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第4項については、要件を満たしていると確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
西川委員から、調査報告をお願いいたします。

14番 今月の15日に現地へ行ってお話を伺ってまいりました。譲渡人であるお父様と譲
受人である息子さんは法人として農業を営んでおりますが、土地所有者であるお父様
が高齢になったため、息子さんに贈与したいということでございます。昨年
から贈与を進めておまして今年で2年目なのですけれども、親子間の贈与とい
うことで何ら問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 西川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等
ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろ
しいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可
することに決定いたします。続きまして、議案第2号第2項の件を議題と
します。事務局からの説明を求めま
す。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま

す。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
貞廣委員から、調査報告をお願いいたします。

5 番 こちらの土地ですが、先ほどの議案第1号第3項の案件と関連しておりまして、賃貸借契約していた土地を売買に切換えるということになり、今まで耕作されていた方にその旨を伝えたところ、購入の意思はないということで、当初、あっせんでも売買するというところでしたが、当地区で面積の少ない今回の譲受人にどうしても耕作してもらいたいという譲渡人の希望により、3条の契約となっております。金額的には地域平均の範囲内でありますので何ら問題はないと思われます。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項と第2項は関連がありますので、一括して議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項及び第2項朗読、説明)

なお、議案第3号第1項及び第2項の許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議 長 議案第3号第1項と第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
大西委員から、調査報告をお願いいたします。

16番 第1項と第2項につきまして、経営移譲をするということでそれに伴っての案件でございませす。第1項目は、お父様から息子さんへ、第2項目は、お母様から息子さんへの親子間での使用貸借の契約となっております。何ら問題はないと思われます。以上です。

議 長 大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項と第2項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項と第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第3号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第3号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
大西委員から、調査報告をお願いいたします。

16番 貸主と借主の名前を見ていただければわかりますとおり、親戚関係で農地としても隣り合っているという次第でございます。貸主は高齢でありまして近年は豆と麦をこの畑で作っており、豆に関してはコンバインで収穫となっていますので借主が代わりに刈取っていたという状況でございます。昨年、貸主は大豆畑がアカザでいっぱいになりまして大変苦労したということもあるのかと思われま
す。

そのようなことで、今までずっと世話になっていた借主に耕作してもらいたいという
ことのようにございます。価格的にも地域の平均的な価格でありますし、何ら問題は
ないというように判断してまいりました。以上です。

議長 大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第3項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項について、申請のとおり許可することに決
定いたします。続きまして、議案第3号第4項の件を議題とします。事務局からの説明
を求めます。

事務局長 (議案第3号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査
書」のとおりです。農地法第3条第2項各号のうち、第5号の2ヘクタールの下限面
積に達しておりませんが、農地法施行令第2条第3項第1号に規定する権利の取得後
における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものであると認
められることから、例外許可事由にあたると思われま
す。以上です。

議長 議案第3号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
大西委員から、調査報告をお願いいたします。

16番 先月の総会の後、借主から農政部会の部会長と副部会長とともにお話を伺っております。新規就農ということで木野農協のセンターで研修を終えられて、独自に営農するということでありまして、昨年、貸主のお父様は亡くなれましたが、そのハウスを利用して営農するということでございます。内容的には、きゅうりとほうれんそうで営農していこうということのようでございます。価格に関しましては、地域の平均的な価格でございますし、問題はないというように判断しております。ハウスの本数としては10本程度ですのでなかなか簡単には採算が合う状況まで持っていくのは大変なのだろうというように思いますけれども、許可相当というように判断しております。以上です。

議長 大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第3号第5項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第5項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第3号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。
大場委員から、調査報告をお願いいたします。

13番 貸主は、昨年の暮れ辺りから体調を崩されまして幕別町の施設に入られたということで、議案第1号第1項にありますように、あっせん解約を含めましてすべての畑を借主に3条の賃貸をするという案件でございます。賃借料等も地域の平均的な単価というようなことのなかで許可相当であるというふうに思います。以上です。

議長 大場委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第5項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第5項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。続きまして、議案第3号第6項の件を議題とします。事務局からの説明

を求めます。

事務局長 （議案第3号第6項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第6項の案件につきましては、現地調査が行われています。
石川委員から、調査報告をお願いいたします。

17番 2月19日に士幌町農業委員会の会長職務代理にお願いしましてコンタクトを取っ
ていただいて、借主のところに出向いてまいりました。貸主の畑を前から借りておる
ということは聞いてはありましたが、どれぐらいの面積を借りられているのかという
ことも含めて伺ってみたいと思っております。直接お会いしてまいりました。

こちらの案件は土地改良の事業を入れる際に契約が成されていないということに気
づいて3条契約をしたいということで出されたようなのですが、賃貸料が地域
には無いような高い金額となっておりますので、どのような理由があるのかお聞きし
たのですが、当初、借りるときに貸主側に事情がありましてこのような金額になっ
ているとのことでした。私たちの地域の中では高すぎるぐらい高いのですがと
いうようなお話もさせていただきましたが、今になって変えられないとのことでした
ので、致し方ないことだと思っております。現地は3町足らずの面積ですが、他にも
使っている土地があるようでございましたので、今後、契約をされていかれることを
期待したいのですが、その際にはあまり大きな金額で結ばないようにしてほしいとい
うことはお願いしてまいりました。以上です。

議 長 石川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第6項について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第6項について、申請のとおり許可することに決
定いたします。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題とします。事
務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第4号第1項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の5ページから7ページのとおりでありま
す。利用状況は山林となっております。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
西川委員から調査報告をお願いいたします。

- 14番 この土地ですが、錦地区の方が近くで耕作をしておりますが、願出のあった土地は十数年前から山林地帯となっております。畑としての使用は不可能ということでございます。申請された地目のとおり山林であると判断してまいりました。以上です。
- 議長 西川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。
- 委員 (全員なし)
- 議長 議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。
- 委員 (全員異議なし)
- 議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。
続きまして、議案第4号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)
なお、願出地につきましては、「調査書」の8ページから10ページのとおりであります。利用状況は雑種地となっております。以上です。
- 議長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
石王委員から調査報告をお願いいたします。
- 6番 まだ、雪が降る前に調査をしてまいりました。「調査書」の10ページを見ていただければわかりますとおり、区画された小さな面積でございます。雑種地への変更ということで何ら問題はないと思われれます。以上です。
- 議長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。
- 委員 (全員なし)
- 議長 議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。
- 委員 (全員異議なし)
- 議長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、議案第4号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局長 (議案第4号第3項朗読、説明)
なお、願出地につきましては、「調査書」の11ページから14ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。
- 議長 議案第4号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
伊藤委員から調査報告をお願いいたします。

2 番 1月29日に事務局とともに現地へ行ってまいりました。「調査書」の14ページの図面を見ていただきたいと思いますけれども、1反2畝ほどの宅地がございますが、そのまわりにある倉庫等について農地と畑を分けるための願出となっておりまして、北側にある農機具庫は平成23年に建てられたもので一番新しい建物ということで、約9年間現況のままであったということがございます。住宅の南側にあります車庫、物置等については昭和33年に建てられたということですので約60年前の建物であります。そういった関係から、今回、7反という大きな面積ではありますけれども、約60年間見直されてこなかったということもございまして、止む無しと判断できるのではないかと思います。以上です。

議 長 伊藤委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第3項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第3項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、議案第4号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第4項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の15ページから17ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。大場委員から調査報告をお願いいたします。

13番 この件に関しましては、中音更地区の案件でございます。この土地には親戚の方が現在も住んでおられますが、昭和63年に負債整理されたときに今回の願出地である宅地まわりだけ買入れたということがございます。長年、農地として利用しておらず、建物がはみだしており、その他は草が生えているというような状況で、議案第2号第1項にあります申請のとおり、息子さんに贈与されるということの中でこちらについてもきれいに地目の整理をしたいということがございます。何ら問題はないと思われまます。以上です。

議 長 大場委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第4項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第4項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、議案第4号第5項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第5項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の18ページから20ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。松川委員から調査報告をお願いいたします。

1 番 1月29日に事務局とともに土地所有者立会いのもと現地を確認してまいりました。今年から営農をやめられるということで土地を売買するというようなことをございます。売買に向けての屋敷まわりの整理ということで問題はないと思われます。以上です。

議 長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第5項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第5項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、議案第4号第6項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第6項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の21ページから24ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第6項の案件につきましては、現地調査が行われています。大西委員から調査報告をお願いいたします。

16番 今月の5日に私、事務局、土地の所有者と現地を確認してまいりました。今回、息子さんに経営移譲をするということで、宅地まわりの整理をするということでございます。願出地は農機具庫、通路、資材置場、隣の畑との落差の部分でございます。最小限の面積であると思われます。以上です。

議 長 大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第6項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第6項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第5号第1項から第9項まで、先ほど、報告第1号におきましてあっせんの結果報告として報告をさせていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。つきましては第10項からご説明いたしますので、議案書17ページをご覧ください。

(議案第5号第10項から第12項朗読、説明)

以上、議案第1項から第12項までにつきましては、別添「調査書」25ページから28ページまでのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項から第12項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第12項について、決定いたします。次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第6項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適格者の選定が行われております。伊藤部会長から報告をお願いいたします。

2番 あっせん適格者の報告をさせていただきます。

第1項、駒場地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました中駒場地区のBさん(36歳)、新たに報徳地区のCさん(49歳)を選定いたしました。

第2項、幕別町のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました鎮鍊地区のEさん(48歳)を選定いたしました。

第3項、帯広市のFさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました光地区のGさん(71歳)を選定いたしました。

第4項、万年地区のHさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました東士狩地区の株式会社Iを選定いたしました。

第5項、万年地区のJさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまし

て、今まで借りられていました万年地区の合同会社Kを選定いたしました。

第6項、中昭和地区のLさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました中昭和地区のMさん（39歳）を選定いたしました。以上です。

議長 　ただ今、伊藤部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 　（全員なし）

議長 　議案第6号第1項から第6項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 　（全員異議なし）

議長 　ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第6項について、報告のとおり決定いたします。

　　続いて、事務局からあっせん委員の報告をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。次に、協議案第1号「農地の賃借料情報の提供について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 　（協議案第1号朗読、説明）

　別添配付させていただいております資料の方をご覧くださいと思います。

　まず、一番最後のページになります、賃貸借実勢データ箇所図をご覧ください。これにつきましては、平成31年1月から令和元年12月までに賃貸借契約が締結された土地を3条と集積に分けて表示しております。3条については丸印で、集積については三角印で1件ごとに反当たりの賃借料を記載しております。

　次に、音更町賃借料情報をご覧ください。これにつきましては、平成31年1月から令和元年12月までに契約が締結された306筆の賃貸借の平均値を全町4つの地区に分けて表したものでございます。賃借料が標準より極端に安いものは省いて計算しております。

　北東地区につきましては、

　平均額11,300円、最高額13,100円、最低額9,800円。

　北西地区につきましては、

　平均額9,000円、最高額13,000円、最低額4,200円。

　南東地区につきましては、

　平均額10,000円、最高額13,900円、最低額7,700円。

　南西地区につきましては、

　平均額10,300円、最高額14,200円、最低額5,500円。

　音更町全町の平均につきましては、

　平均額9,900円、最高額14,200円、最低額4,200円となります。

次に、2 ページ目の参考 1 とあります、音更町賃借料状況図をご覧ください。これにつきましては、先ほどの賃借料情報の 4 つの地区ごとの平均値を図示したものでございます。

最後に、3 枚目のページ、参考 2 とあります、10 アール当たりの平均賃借料をご覧ください。これにつきましては、平成 22 年から平成 31 年、令和元年までの各地区の 10 アール当たりの平均賃借料を載せております。

なお、総会で議決された後、この協議の結果を農地法第 52 条の情報提供等の規定に基づきまして、町のホームページに賃借料情報として掲載させていただくこととなりますことを申し添えます。以上、説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 協議案第 1 号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。協議案第 1 号は、原案のとおり決定をいたします。

以上で議案は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和 2 年第 2 回音更町農業委員会総会を閉会させていただきます。

(閉会 午後 4 時 15 分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和 2 年 2 月 25 日